

提出済み要望書②
2013年3月30日

総理大臣 各党党首 (代表)
および一筆を添えて 法務大臣 内閣府特命担当 (男女共同参画) 大臣
内閣府男女共同参画局長

国際婦人年連絡会
橋本 葉子
世話人 實生 律子
山口みつ子

裁判所の判決を尊重し 「一票の格差」を早急に是正するための要望

国際婦人年連絡会は、男女平等参画社会の実現を目指して活動しております。

民主政治における参政権の行使は男女を問わず「平等」であるべきです。

格差の是正について最高裁判所は、2009年の衆議院選挙、2010年の参議院選挙において「一票の格差」は「違憲状態」であり、抜本的な制度改革が必要との判断を下しました。

国会は、2012年11月に衆議院の議員数を「0増5減」に改正しましたが、2012年12月の衆議院選挙には適用されませんでした。しかも、最大2.43倍の「一票の格差」は是正されていません。

法の下での平等を定めた憲法に違反するとして、弁護士グループは選挙の無効を求め、「昨年12月の衆議院選挙は無効である」と、全国16ヶ所の裁判所に訴えました。この裁判で、3月25日広島高裁、26日広島高裁岡山支部は「民主的政治のゆがみは重大で、もはや憲法上許されない事態」と判断し、「違憲」であり「選挙無効」との判決を下し、国会の怠慢に「司法の判断に対する甚だしい軽視である」ときびしく批判しています。

また、3月27日、仙台高裁松島支部の「違憲」判決によって、16件の高裁裁判はすべて終了しました。

名古屋、福岡の高裁は「違憲状態」、上記の広島高裁および広島高裁岡山支部の「選挙無効」、その他は「違憲」の判決です。

これらを受けて衆院選挙区画定審議会は、28日、「一票の格差を是正する区割り改定案」を安倍首相に勧告しましたが、最大格差は1.998倍であり、「格差是正」を求めた真意とは程遠く、これでは改革とは言えません。

各政党は党利党略の弥縫策に走らず、裁判所の「抜本的な制度改革が必要」との判断にこたえられるように「一票の格差」を是正し、平等な選挙がおこなわれるよう強く要望いたします。

なお、私たちは多様な民意が反映される公正な選挙制度をめざし、比例代表制を中心にする選挙制度に改定することを政府にも繰り返し要望してきましたことを申し添えます。

以上